

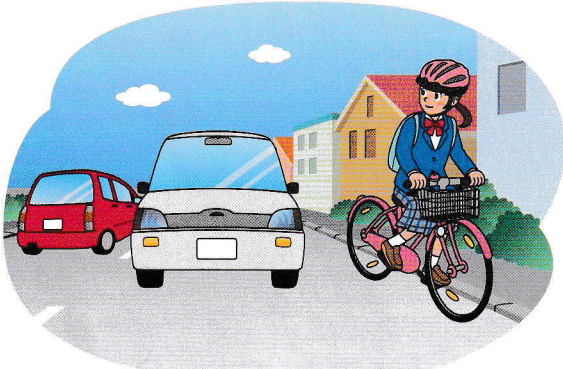
自転車安全利用五則

令和4年11月1日中央交通安全対策会議 交通対策本部決定

1 車道が原則、左側を通行

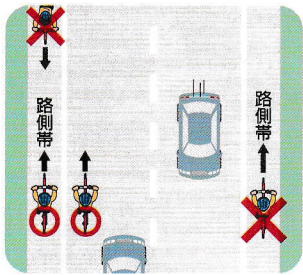
車道の通行ルール

歩道と車道の区別のある道路は
車道を通行する



道路の中央から左側部分の
左側端に寄って通行する

- 自転車専用レーン(普通自転車専用通行帯)があったら、そこを通行しなければなりません。
- 青い矢印(矢羽根マーク)があったら、そこを通行しましょう。



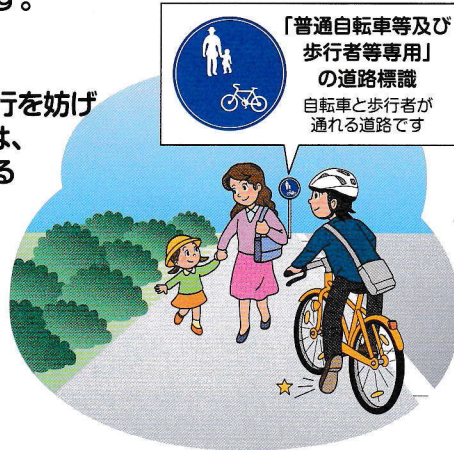
自転車で路側帯を通行するときは、道路の左側部分にある路側帯を、自動車や原付バイクと同じ方向に通行しなければなりません。
※路側帯に歩行者がいるときは、一時停止しましょう。

歩道は例外、歩行者を優先

歩道の通行ルール

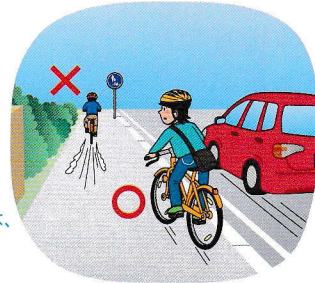
自転車は、車道通行が原則ですが、標識等で通行が認められていたり、車道や交通の状況から見てやむを得ない場合は例外的に歩道を通行することができます。

歩行者の通行を妨げ
そうときは、
一時停止する



歩道の中央から
車道寄り部分を
徐行する

※「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分」があるときは、その部分を徐行



歩道が混んでいるときは、
自転車を降りて押して歩きましょう!

相手のため、自分のために

自転車 保 険 に入りましょう

たとえば…

- 個人賠償責任保険
・自転車向けの保険
・自動車保険や傷害保険、火災保険に特約でついている保険
- TSマークの付帯保険 …等。

自転車加害者となる交通事故が少なくありません。
高額な賠償義務が発生すること。

既に加入している保険が、自転車事故に対応しているか確認を!

自転車だって 加害者に!?

自転車事故で相手に重大な障害を負わせた高校生が約9,266万円の支払いを命じられた例も!

